

陸上自衛隊仕様書		
品名	仕様書番号	
医薬用外毒物廃棄処理	10	
	作成年月日	令和3年6月22日
	作成部隊等名	練馬駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊練馬駐屯地から出た 医薬用外毒物廃棄処理（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-G-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

品名	規格	数量	合計
滴定カートリッジ塩化物（高） （硝酸水銀）	13ml	18	234 ml
滴定カートリッジ塩化物（低） （硝酸水銀）	13ml	13	169 ml

表1

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.5 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）及び東京都廃棄物処理及び再利用に関する条例等、関係法令を遵守し適正に処理する責任を負うものとする。

2.2 期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

2.3 役務の内容

役務の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き，“運搬及び処分”とするものとする。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，“マニフェスト”という。）運搬及び処分終了後に、マニフェスト（A・B2・D・E票）を検査官に送付する。

3 品質保証

監督及び検査は、完了検査とし請負業者は本役務終了後、検査官にマニフェスト(E票)を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 使用機材・機器及び消耗品

役務に必要な機材・機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、請負業者が準備するものとする。

4.2 その他

作業の実施に当たっては、駐屯地内の施設等に損害を与えないように十分に注意して作業するものとし、万一損害を与えた場合は、速やかに監督官等に報告をするとともに、請負業者の責任において現状復帰するものとする。

5 出荷条件

梱包，輸送は商習慣による。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。